令和８年１１月６日
世 田 谷 保 健 所

旅館業法、住宅宿泊事業法に関する条例改正素案の見直しについて

付議の要旨
　世田谷区旅館業法施行条例、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例について、改正素案を見直したので決定する。

１　主旨

平成３０年６月、住宅宿泊事業法及び改正旅館業法施行令が施行され、共同住宅の一室や戸建て住宅等での旅館業及び住宅宿泊事業が可能になり、区内においても旅館業許可施設及び住宅宿泊事業届出住宅が増加した。これに伴い、周辺住民等からの相談・苦情件数が近年急増しており、この傾向は大都市の他自治体においても同様に見られるところである。他自治体においては、旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例等の改正を通じて規制強化を図っている。

今後も、区内の旅館業許可施設数及び住宅宿泊事業届出住宅数の増加が見込まれる中、区民の安全・安心の確保及び静穏な住環境の維持を図るとともに、事業者が適正な運営及び地域との共生を促進するため、旅館業法及び住宅宿泊事業法の課題を一体的に整理し、令和８年８月に世田谷区旅館業法施行条例、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正素案を取りまとめた。

このたび、改正素案に対する区民意見募集及び令和８年第３回区議会定例会での議論を通じて、多くの区民が住宅宿泊事業等に対し不安や懸念を抱いていることが改めて明らかとなったことから、区民意見募集及び区議会での議論を踏まえ、世田谷区旅館業法施行条例、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正素案について、見直したので決定する。

２　区民意見募集の概要

（１）実施期間
令和８年９月１５日（火）から令和８年１０月６日（火）まで

（２）周知方法
区ホームページ、区政情報センター、各総合支所区政情報コーナー、
各区民課、各図書館、各出張所、各まちづくりセンター

（３）意見の件数
総数：８３８件（内訳：インターネット８２６件、郵送・FAX・窓口１２件）
同一人物による複数投稿を整理した意見数：７７９件

① 意見提出の方法による内訳

方法	件数
インターネット	７６７件
郵送	４件
FAX	４件
窓口	４件
合計	７７９件

※ 氏名・住所・本文を照合し、同一人物による同一内容の重複投稿と、同一人物が別内容で複数回投稿しているケースも１件として統合する。

② 意見提出者の居住地等による内訳

居住地	件数(割合)
区内在住者	７０９件(９１．０%)
区外在住者	５５件(７．１%)
不明	１５件(１．９%)
合計	７７９件(１００%)

（４）意見の内容

寄せられた区民意見の主な意見を分類したところ、規制強化・規制緩和反対（１８０日に拡大への反対、住居専用地域や平日の営業への反対）を望む意見が、６７．０%、民泊やその他（制度等）に関する反対の意見が２９．５%、条件付きでの賛成意見は３．５%であった。

主な意見	件数	割合	
規制強化	１，０３４件	４３．８%	６７．０%
規制緩和反対	５４７件	２３．２%	
民泊そのもの反対	３８３件	１６．２%	２９．５%
その他の反対	３１２件	１３．２%	
条件付きでの賛成	８３件	３．５%	３．５%
合計	２，３５９件	１００．０%	１００．０%

※ 件数は、各意見を項目別に集計。

３ 区議会及び区民意見募集を踏まえた改正素案の見直しについて

本年９月にまとめた条例改正素案では、旅館業及び住宅宿泊事業において、不適正な運営を行う事業者には厳格に対応するとともに、事業者の運営実態を把握し、継続的な指導や助言を行うことで、区民の安全・安心の確保及び静穏な住環境の維持を図ることを基本的な考え方とした。

一方、区民意見募集や区議会での議論を通じて、多くの区民が住宅宿泊事業等に対し不安や懸念を抱いていることが改めて明らかとなった。特に、治安防犯や騒音・ごみ対策を懸念する意見や、住居専用地域における家主居住型等の営業を年間１８０日まで認めることに関する意見が多く寄せられた。

区としては、これまで制度の趣旨や条例改正素案の内容について周知に努めてきたものの、区民意見募集や区議会での議論を踏まえ、改めて素案を見直すこととした。

４　素案からの主な変更点

（１）住宅宿泊事業における住居専用地域での実施について

住宅宿泊事業における住居専用地域での新規の開設は、原則として禁止とする。

ただし、家主居住型等（※１）については、土日祝日に限り、年間１２０日の営業を認める。さらに、事業者からの申し出がある場合には、一定の要件を満たす場合（適正な運営実績が確認できた場合）、審査のうえ、平日を含む年間１２０日までの営業を承認する。

<table>
<tr><th>地域</th><th colspan="2">住宅宿泊事業実施形態</th><th>新規届出</th><th>営業日数</th></tr>
<tr><td rowspan="4">住居専用地域</td><td colspan="2">家主居住型</td><td rowspan="3">認める</td><td rowspan="3">①新規届出は土日祝（年間１２０日程度）に限る。
②事業者から申し出があり、一定の要件を満たす場合（適正な運営実績が確認できた場合）、審査のうえ、平日を含む年間１２０日の営業を承認する。
③既存施設は従前どおりに営業を認める（土日祝のみ年間１２０日または、平日含む年間１２０日）。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">家主居住型「等」</td><td>同一建物内（二世帯住宅等）に居住</td></tr>
<tr><td>同一敷地（※２）内に居住</td></tr>
<tr><td>隣接（※３）家屋に居住</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外（一般的な家主不在型）</td><td>認めない</td><td>既存施設は従前どおりに営業を認める（土日祝のみ年間１２０日または、平日含む年間１２０日）。</td></tr>
</table>

※１　家主居住型及び家主居住型等の「家主」とは、当該住宅宿泊事業の届出者であって、自ら当該住宅に居住（同一建物内、同一敷地内、隣接家屋に

居住する場合を含む。以下同じ）し、当該住宅宿泊事業について関係法令、条例及びガイドラインに従い適切な管理運営の責任を負う者（法人を除く）をいう。家主居住型及び家主居住型等は、届出者である家主が、地域住民の一員として日常的に地域社会に関わりながら宿泊者を受け入れることにより、地域との交流や多文化共生に資することを期待するものである。このため、家主は現に当該住宅に居住する自然人を予定しており、法人が家主となることは想定していない。

※２、３　敷地、隣接の考え方については、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）（平成２９年１２月２６日策定　厚生労働省医薬・生活衛生局　国土交通省土地・建設産業局　国土交通省住宅局　国土交通省観光庁）に基づき整理している。

（２）路地状敷地における住宅宿泊事業の実施について

路地状敷地は避難や緊急時対応等の観点から、東京都建築安全条例において旅館業の営業が制限されていることを踏まえ、住宅宿泊事業においても同様に、宿泊者及び周辺住民の安全確保を図るため、新規の開設を認めない。

（３）新たな規制強化策や新規施策等の追加

①　不適正な旅館業及び住宅宿泊事業者に対して、法に定める業務改善命令、業務停止命令、事業廃止命令、罰則を適用する。

業務改善命令を発出した段階で、区独自の違反事業者名の公表を行う。今後、具体的な手続きを定める。

②　住居専用地域において平日営業を認めている届出住宅において、不適正な運営の実態が認められた場合には、条例改正後の届出住宅か既存の届出住宅かに関わらず、平日営業を取り消す規定を定める。

③　家主不在型の住宅宿泊事業者について、旅館業と同様に、本人確認のためのビデオカメラの設置を義務化する。既存施設に対しても、経過措置を設けたうえで適用する。

そのほか、遠隔監視や一定以上の騒音を感知して注意喚起を促す騒音計など、静穏な住環境の維持に有用な機器等の活用を推奨する。

④　住宅宿泊事業者が国内に住所を有していない場合について、旅館業と同様に、国内に住所を有し、日本語で適切な対応ができるものを代理人として選任することを義務化する。

⑤　事業者向けに、苦情とその対応の記録のための参考様式や記載例を作成し、事前相談や事業者向け研修会で周知を図り、苦情対応への実効性やより良い監視指導の一助とする。

⑥　旅館業、住宅宿泊事業に関する分かりやすい区の総合相談窓口を整備し、区民に対して分かりやすく、相談しやすい窓口を整備する。また、関係所管（都市整備領域）との連携強化を図り、事業者に対して着実な指示、助言を行う。

⑦　「世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会」については、条例改正後の効果や苦情事例の検証、地域共生に向けた宿泊事業の在り方等について、引き続き意見を伺うことから、令和９年度以降も存続させていく。

⑧　今後も旅館業、住宅宿泊事業をめぐる状況に即した条例改正等を想定し、条例の附則に時機をふまえて改正を検討する旨を規定する。

５　素案に規定している規制強化案（変更なし）について

（１）旅館業法、住宅宿泊事業法に関する条例素案に規定している規制強化案

①　周辺住民等への事前周知

ア　周知方法

周辺住民へ書面により通知

施設予定地の見やすい場所に掲示

イ　周辺住民から求めがあった場合

説明会を開催

ウ　施設がある所在地の町会等の求めがあった場合

町会等の関係者への説明会開催

エ　周知範囲

施設を構成する建築物の所有者又は使用者

施設の敷地境界線から概ね１０メートルの範囲内の建築物使用者

建物が属する町会等の求めがあった場合は町会長等

区長が必要と認める者

②　緊急時の駆けつけ体制

緊急時に１０分以内で職員等が駆けつけ

③　標識の掲示

公衆の見やすい場所に掲示

④　廃棄物の適正な処理

申請または届出の際に、廃棄物の適正処理に係る内容を保健所へ報告

事業者は適正処理に必要な事項を宿泊者に周知する

事業者は事業により発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理する

⑤　苦情対応記録

苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、３年間保存

（２）旅館業法に関する条例素案に規定している規制強化案

①　営業者が国内に住所を有していない場合

国内に住所を有し、日本語で適切な対応できる者を代理人として選任

②　宿泊者へ地域ルールや注意事項の説明

ア　説明内容

騒音の防止のために配慮すべき事項

廃棄物の処理に関し配慮すべき事項

火災の防止のために配慮すべき事項

その他、施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

イ　説明方法

宿泊者に応じた言語を用いて行う

③　玄関帳場若しくは同等の設備

玄関帳場を設けられない施設は、ビデオカメラ等により宿泊者の本人確認や出入り状況の確認を常時鮮明な画像により実施

④　サウナ、露天風呂ほか

ア　サウナ室を設ける場合

出入口が緊急時の開閉に支障をきたさない構造

室内を容易に見通すことができる窓の設置

緊急時の迅速な対応ができる設備を室内に設置

イ　入浴設備（サウナ、露天風呂含む）

浴室、浴場内部を外から見通せない構造

６　その他

東京都において「東京都における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」の見直しを進めており、本年１１月改正、令和９年１月施行の予定となっていることから、本ガイドラインの内容についても精査し、必要な事項は改正案に反映させる。

７　今後のスケジュール（予定）

令和８年１１月　福祉保健常任委員会

（区民意見募集結果、条例等改正素案の見直し）

１２月　政策会議（条例等改正案）

令和９年　２月　区民意見募集に対する区の回答の公表

福祉保健常任委員会（条例等改正案）

令和９年区議会第１回定例会に条例等案を提案

４月　条例等施行

（一部条項については経過措置を設ける）

８　別紙

別紙１　世田谷区旅館業施行条例改正素案からの変更点
別紙２　世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例改正素案からの変更点
別紙３　世田谷区旅館業法施行条例（改正素案の見直し）
別紙４　世田谷区旅館業施行条例（改正素案の見直し）新旧対照表
別紙５　世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（改正素案の見直し）
別紙６　世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（改正素案の見直し）新旧対照表
別紙７　旅館業法・住宅宿泊事業法に関する条例改正素案の見直し
別紙８　家主居住型「等」について

別紙１

世田谷区旅館業施行条例改正素案の見直し

	素案	見直し案	変更内容
1	（営業者の遵守事項） 第６条第８号 前号の規定による対応は、苦情等の内容により、現地に赴いて行うよう努めなければならない。	（営業者の遵守事項） 第６条第８号 前号の規定による対応は、苦情等の内容により、必要に応じて現地に赴いて行うこと。	状況を確認したうえで、必要に応じて現場対応することを明確化。 ※前号の規定：旅館業の施設の周辺地域の住民等から苦情等があった場合には、適切かつ迅速に対応すること。
2	（旅館業を営もうとする者の事前周知） 第７条第１項 旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする施設ごとに、法第３条第１項の申請をしようとする日の１４日前までに、当該施設の周辺地域の住民（当該施設を構成する建築物に居住する者を含む。）その他の規則で定める者に対し、書面により通知しなければならない。	（旅館業を営もうとする者の事前周知） 第７条第１項及び同条同項第１号 旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする施設ごとに、規則で定める周辺住民等に対し、法第３条第１項の申請をしようとする日の１４日前までに、次のことをしなければならない。 （１）規則で定める周辺住民（以下単に「周辺住民」という。）に対し、規則で定める内容を書面により通知すること。	申請の１４日前までに周知をしていなければならないことを明確に規定。 ※規則で定める周辺住民 ・施設のある建物使用者 ・施設のある建物の敷地の境界線から概ね10m以内にある建物使用者等 ・建物が属する町会等の求めがあった場合は町会長等 ・区長が必要と認める者 ※規則で定める内容 ・営業者の氏名、住所 ・営業開始日、客室数、定員 ・苦情、問合せの連絡先ほか

	素案	見直し案	変更内容
3		（旅館業を営もうとする者の事前周知） 第７条第１項第２号 （２）旅館業を営もうとする施設の見やすい場所に規則で定める内容を掲示すること。	※規則で定める内容 ・営業者の氏名、住所 ・営業開始日、客室数、定員 ・苦情、問合せの連絡先ほか
4	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第８条第１項第５号オ 入浴設備（脱衣室及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が客室側に設けられていること。	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第８条第１項第５号オ 入浴設備（脱衣室及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴室の外から見通すことができない構造であること又は見通すことができない設備が客室側に設けられていること。ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。	利用者のプライバシー保護と安全管理の両立を図るため、確認設備に係る規定を整理。
5	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第８条第１項第５号カ 屋外の浴場（脱衣場及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴場の外から見通すことを遮ることができる構造であること。	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第８条第１項第５号カ 屋外の浴場（脱衣場 及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴場の外から見通すことができない構造であること。ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。	利用者のプライバシー保護及び善良の風俗の保持を図るために規定。
6		（指導及び勧告） 第１２条 区長は、旅館業の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対して、その是正に必要な措置をとるべきことを指導し、及び勧告することができる。	旅館業の適正な運営を確保するため、営業者に対する指導及び勧告に関する規定を新設。

	素案	見直し案	変更内容
7		（措置命令） 第１３条 区長は、前条の規定による指導及び勧告を受けた営業者が当該指導及び勧告に従わないときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、同条の措置をとるべきことを命ずることができる。	条例に基づく措置の実効性を確保し、適正な事業運営を促進するため、命令の規定を新設。
8		（違反者の公表） 第１４条 区長は、法第７条の２及び法第８条による命令を行ったときは、当該命令の内容、施設の所在地、営業者名その他規則で定める事項について、規則に定めるところにより、これを公表することができる。この場合において、区長は、旅館業を営む者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。	違反事業者に対する抑止力を高め、適正な事業運営を促進するため規定。
9		条例の見直し規定（条文は検討中）。	時機をふまえた条例改正の機会を確保。

※標識の設置、従事者名簿の備付け及び駆け付け体制の確保など、第６条に規定する営業者の遵守事項については、既存事業者に対する経過措置の内容及び期間を引き続き検討する。

別紙２

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例改正素案の見直し

	素案	見直し案	変更内容
1	（住宅宿泊事業者の責務） 第４条第１項 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の良好な生活環境の維持及び当該地域の善良な風俗の保持に努めなければならない。	（住宅宿泊事業者の責務） 第４条第１項 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の良好な生活環境の維持及び当該地域の善良な風俗を保持しなければならない。	義務であることを明確に規定。
2		（住宅宿泊事業者の責務） 第４条第３項 住宅宿泊事業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を代理人として選任しなければならない。	国内に住所を有しない住宅宿泊事業者に対し、周辺住民からの苦情対応及び保健所からの問合せ等に日本語で適切に対応できる国内代理人の選任義務を新設。

	素案	見直し案	変更内容
3	（事前周知） 第８条第１項 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、法第３条第１項の届出をしようとする日の１４日前までに、当該住宅の周辺住民（当該住宅を構成する建築物に居住する者を含む。）その他の規則で定める者に対し、書面により通知しなければならない。	（事前周知） 第８条第１項及び同条同項第１号 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、規則で定める周辺住民等に対し、法第３条第１項の届出をしようとする日の１４日前までに、次のことをしなければならない。 （１）規則で定める地域住民（以下単に「地域住民」という。）に対し、規則で定める内容を書面により通知すること。	申請の１４日前までに周知をしていなければならないことを明確に規定。 ※規則で定める周辺住民 ・施設のある建物使用者 ・施設のある建物の敷地の境界線から概ね10m以内にある建物使用者 ・建物が属する町会等の求めがあった場合は町会長等 ・区長が必要と認める者 ※規則で定める内容 ・事業者の氏名、住所、連絡先 ・委託業者の名称、住所、連絡先 ・営業開始日ほか
4		（事前周知） 第８条第１項第２号 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の見やすい場所に規則で定める内容を掲示すること。	※規則で定める内容 ・事業者の氏名、住所、連絡先 ・委託業者の名称、住所、連絡先 ・営業開始日ほか

	素案	見直し案	変更内容
5	（苦情等及びその対応の記録） 第１０条第１項及び同条第２項 住宅宿泊事業者は、法第１０条の規定に基づき、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）については、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。 ２前項の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。	（苦情等及びその対応の記録） 第１０条第１項 住宅宿泊事業者は、法第１０条の規定による周辺住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）の対応を行うに当たっては、苦情等の内容により、必要に応じて現地に赴いて行わなければならない。	状況を確認したうえで、必要に応じて現場対応することを明確化。
6	（住宅宿泊管理業者への準用） 第１２条第２項 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合、当該業務に対応する従事者の名簿を作成しなければならない。	（住宅宿泊管理業者への委託） 第１２条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合には、当該業務に対応する従事者の名簿を作成しなければならない。	準用規定に委託項目を規定していたため、別個の条として分割。
7	（住宅宿泊管理業者への準用） 第１２条第１項 第４条第１項の規定は、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者について準用する。	（住宅宿泊管理業者への準用） 第１３条 第４条、第９条第１項及び第１０条の規定は、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者について準用する。	第９条第１項及び第１０条の規定を追記。

<table>
<tr><th></th><th>素案</th><th>見直し案</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>８</td>
<td>（実施の制限）
第１３条第１項第１号
区域 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

第１３条第１項第２号
（２）住宅宿泊事業の実施を制限する期間 月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を含む場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）</td>
<td>（実施の制限）
第１４条第１項
<table>
<tr><th>区域</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>１　都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</td><td>全ての期間</td></tr>
<tr><td>２　東京都建築安全条例（昭和２５年東京都条例第８９号）第３条に規定する路地状部分のみにより道路に接する敷地の範囲内</td><td>全ての期間</td></tr>
</table>
</td>
<td>旅館業の営業地域及び避難、安全、防災、防犯、近隣とのトラブル対応等の観点から路地状敷地での事業を制限するため修正。

住居専用地域では原則全ての期間で事業を制限、また路地状敷地においても全ての期間で事業の制限を行うことを規定。</td>
</tr>
</table>

	素案	見直し案	変更内容
９	（実施の制限） 第１３条第２項 ２　前項の規定にかかわらず、区長は、届出住宅の居室の数が住宅宿泊事業法施行規則（平成２９年厚生労働省令・国土交通省令第２号。以下「省令」という。）第９条第２項に規定する居室の数を超えず、かつ、当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在（同条第３項に定める不在を除く。）とならずに実施される住宅宿泊事業その他規則で定める要件を満たし、区長の承認を受けたものについては、前項第２号の規定は適用しない。	（実施の制限） 第１４条第２項 ２　前項の表の１の項の期間の欄の規定にかかわらず、区長は、届出住宅の居室の数が省令第９条第２項に規定する居室の数を超えず、かつ、当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在（同条第３項に定める不在を除く。以下同じ。）とならずに実施される住宅宿泊事業であって、規則で定める要件を満たすものについては、土曜日の正午から月曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間）でその実施を認めるものとする。	住居専用地域において家主居住型等（家主が同一建物内・同一敷地内・隣接家屋に居住する場合）について土日祝（年間１２０日程度）での事業を認めることを規定。
１０	（実施の制限） 第１３条第３項 ３　住宅宿泊事業者は前項の規定による制限の解除を受けようとするときは、規則で定めるところにより区長に提出しなければならない。	（実施の制限） 第１４条第３項 ３　区長は、前項の規定により、第１項の規定による制限の解除をした住宅宿泊事業のうち、適正な運営実績が確認できるものについては、年間１２０日を超えない範囲で全ての期間においてその実施を認めることができる。	適正な運営実績が確認できる住宅宿泊事業について、年間１２０日を超えない範囲で平日も含めた実施を認める規定を明確化。

	素案	見直し案	変更内容
１１		（本人確認等の実施） 第１５条 届出住宅の居室の数が省令第９条第２項に規定する居室の数を超え、又は当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在となる住宅宿泊事業については、住宅宿泊事業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により宿泊者の本人確認及び出入りの状況等の確認を実施しなければならない。	住居専用地域以外の家主不在型について、旅館業と同様に、本人確認、出入り状況の確認のためのビデオカメラ等の設置義務化。 また既存施設に対しても、経過措置を設けたうえで適用する。
１２		（違反者の公表） 第１６条 区長は、住宅宿泊事業者に対し、法第１５条、第１６条及び第４１条による命令を行ったときは、当該命令の内容、届出住宅の所在地、住宅宿泊事業者名その他規則の定める事項について、規則に定めるところにより、これを公表することができる。この場合において、区長は、住宅宿泊事業者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。	違反事業者に対する抑止力を高め、適正な事業運営を促進するため規定。
１３		条例の見直し規定（条文は検討中）。	時機をふまえた条例改正の機会を確保。

※標識の設置、駆けつけ体制の確保等の新たな義務については、既存事業者に対する経過措置の内容及び期間を引き続き検討する。

別紙３

世田谷区旅館業法施行条例（改正素案の見直し）

平成 24 年３月６日条例第 20 号
改正
平成 30 年５月 22 日条例第 46 号
令和３年９月 30 日条例第 50 号
令和５年９月 29 日条例第 56 号
令和９年４月１日条例第●号

世田谷区旅館業法施行条例

（趣旨）
第１条　この条例は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（社会教育施設等）
第２条　法第３条第３項第３号の条例で定める施設は、次のとおりとする。
（１）　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条第１項の各種学校で、その教育課程が同法第１条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの
（２）　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館
（３）　前２号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。
（意見聴取）
第３条　法第３条第４項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。
（１）　国が設置する施設　当該施設の長
（２）　地方公共団体が設置する施設　当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
（３）　国及び地方公共団体以外の者が設置する施設　当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長
（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）
第４条　法第４条第２項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。
（１）　旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。
ア　換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
イ　機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
（２）　旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
（３）　旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。
（４）　旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。

（５） 寝具については、次に掲げる措置を講じること。
ア　布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。
イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
（６） 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。
ア　宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。
イ　元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
（７） 浴室については、次に掲げる措置を講じること。
ア　浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。
イ　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
ウ　浴槽は、１日に１回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、７日以内に１回以上換水すること。
エ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。
オ　貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。
（ア） 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃及び消毒を行うこと。
（イ） 貯湯槽内の湯を摂氏 60 度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
カ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
（ア） ろ過器は、１週間に１回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
（イ） 循環配管は、１週間に１回以上内部の消毒を行うこと。
（ウ） 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
（エ） 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。
（オ） 浴槽水は、レジオネラ属菌について１年に１回以上水質検査を行うこと。
キ　オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、３年間保存すること。
（８） 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。
（９） 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(10)　便所については、次に掲げる措置を講じること。

ア　タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

イ　手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。

(11)　宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。

(宿泊を拒むことができる事由)

第５条　法第５条第４号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。

(営業者の遵守事項)

第６条　営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　営業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を代理人として選任すること。

（２）　旅館業の施設には、公衆の見やすい場所にその名称を、玄関帳場を設けない旅館業の施設及び営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設には、施設の名称及び緊急連絡先を表示しておくこと。

（３）　営業施設においては、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他当該営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するために必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。

（４）　玄関帳場を設けない旅館業の施設その他営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設にあっては、宿泊者からの苦情及び問合わせ（以下「苦情等」という。）に対応するため、規則で定める体制を整備すること。

（５）　旅館業の施設又は営業者の事務所等には、規則で定める事項を記載した営業従事者名簿を備え付けておくこと。

（６）　旅館業の実施により発生した廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。

（７）　前号の処理に必要な事項を宿泊者に周知すること。

（８）　旅館業の施設の周辺地域の住民等から苦情等があった場合には、適切かつ迅速に対応すること。

（９）　前号の規定による対応は、苦情等の内容により、必要に応じて現地に赴いて行うこと。

(10)　第７号の苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及びその対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を３年間保存しなければならない。

(旅館業を営もうとする者の事前周知)

第７条　旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする住宅ごとに、法第３条第２項

の規定による申請をしようとする日の１４日前までに、次に定める措置を講じなければならない。

（１） 規則で定める周辺住民（以下単に「周辺住民」という。）に対し、規則で定める内容を書面により通知すること。

（２） 旅館業を営もうとする施設の見やすい場所に規則で定める内容を掲示すること。

（３） 周辺住民から求めがあった場合は、周辺住民に対して説明会を開催すること。

（４） 旅館業を営もうとする施設の住所地が属する町会等からの求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催すること。

２ 旅館業を営もうとする者は、法第３条第２項の規定による申請の際に、前項第１号の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第８条 旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）第１条第１項第８号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

（１） 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊しようとする者との面接に適する広さを有する玄関帳場その他の宿泊者の確認を適切に行うための設備として、規則で定める基準に適合するものを有すること。

（２） 客室は、次に掲げる基準によること。

ア 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁その他これに類する物を用いて区画すること。

イ １客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第１条第１項第１号に規定する面積以上であること。

ウ 寝台を置かない客室にあっては、寝具を収納するための押入れその他保管室の収納設備を設けること。

エ 宿泊者が就寝に使用する部分の面積は、宿泊者１人当たり３．３平方メートル以上であること。

オ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

カ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、採光が十分に得られる規則で定める面積以上の広さの窓を有すること。

（３） 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具を有すること。

（４） 階層式寝台を設ける場合は、２層とし、階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね１メートル以上であること。

（５） 入浴設備は、次に掲げる基準によること。

ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。

イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。

（ア） ろ過器を使用する場合は、十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流

に集毛器を設置すること。

（イ） ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

（ウ） 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。

（エ） 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

（オ） 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

（カ） 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

エ サウナ室を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

（ア） 出入口が緊急時の開閉に支障をきたさない構造であること。

（イ） 室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

（ウ） 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備をサウナ室内に備えていること。

オ 入浴設備（脱衣室及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴室の外から見通すことができない構造であること又は見通すことができない設備が客室側に設けられていること。ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。

カ 屋外の浴場（脱衣場及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴場の外から見通すことができない構造であること。ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。

（6） 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

（7） 便所は、次に掲げる基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 客室内に便所を設ける場合は、規則で定める数の便器を設置すること。

エ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

オ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

（8） 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。

（9） 旅館業の施設が存する建築物に住戸が存する場合は、規則に定める基準によるこ

と。

(10)　その他、施設の構造設備は関係法令に適合していること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第９条　政令第１条第２項第７号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　政令第１条第１項第２号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。

（２）　客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第１条第２項第１号に規定する面積以上であること。

（３）　客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

（４）　多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること。

２　前条（第２号イからオまでを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第 10 条　政令第１条第３項第５号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。

２　第８条第２号エ及びカ、第５号から第８号まで及び前条第１項第３号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

(構造設備基準の適用除外)

第 11 条　省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第８条及び第９条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。

（１）　旅館・ホテル営業の施設　第８条第３号、第５号ア及び第７号の基準

（２）　簡易宿所営業の施設　第９条第１項第４号並びに同条第２項において準用する第８条第３号、第５号ア及び第７号の基準

２　前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第８条第７号の基準（第９条第２項及び前条第２項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。

(指導及び勧告)

第 12 条　区長は、旅館業の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対して、その是正に必要な措置をとるべきことを指導し、及び勧告することができる。

(措置命令)

第 13 条　区長は、前条の規定による指導及び勧告を受けた営業者が当該指導及び勧告に従

わないときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、同条の措置をとるべきことを命ずることができる。

（違反者の公表）

第14条　区長は、法第７条の２及び法第８条による命令を行ったときは、当該命令の内容、施設の所在地、営業者名その他規則で定める事項について、規則に定めるところにより、これを公表することができる。この場合において、区長は、住宅宿泊事業者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成24年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日において現に法第３条第１項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第４条第２号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

３　既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第４条第７号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

附　則（平成30年５月22日条例第46号）

１　この条例は、平成30年６月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この条例による改正後の第９条第１項第１号及び第５号並びに第10条第２項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。

附　則（令和３年９月30日条例第50号）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　第２条の規定による改正後の第８条第５号ウの規定（第９条第２項及び第10条第２項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例によ

る。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

附　則（令和５年９月 29 日条例第 56 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年 12 月規則第 121 号で、同５年 12 月 13 日から施行）

附　則（令和●年●月●日条例第●号）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第６条の規定は、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設および施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては、施行日から年●を経過した日から適用する。

別紙４

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例（改正素案の見直し）新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年３月６日条例第20号 改正 平成30年５月22日条例第46号 令和３年９月30日条例第50号 令和５年９月29日条例第56号 令和９年４月１日条例第●号	○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年３月６日条例第20号 改正 平成30年５月22日条例第46号 令和３年９月30日条例第50号 令和５年９月29日条例第56号
世田谷区旅館業法施行条例	世田谷区旅館業法施行条例
（趣旨） 第１条　この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（社会教育施設等） 第２条　法第３条第３項第３号の条例で定める施設は、次のとおりとする。 （１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第１項の各種学校で、その教育課程が同法第１条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの （２）　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館 （３）　前２号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。	（社会教育施設等） 第２条　法第３条第３項第３号の条例で定める施設は、次のとおりとする。 （１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第１項の各種学校で、その教育課程が同法第１条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの （２）　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館 （３）　前２号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。
（意見聴取） 第３条　法第３条第４項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。	（意見聴取） 第３条　法第３条第４項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。

改正後	改正前
（１）　国が設置する施設　当該施設の長 （２）　地方公共団体が設置する施設　当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 （３）　国及び地方公共団体以外の者が設置する施設　当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長	（１）　国が設置する施設　当該施設の長 （２）　地方公共団体が設置する施設　当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 （３）　国及び地方公共団体以外の者が設置する施設　当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長
（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準） 第４条　法第４条第２項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 （１）　旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア　換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ　機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。 （２）　旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。 （３）　旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。 （４）　旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。 （５）　寝具については、次に掲げる措置を講じること。 ア　布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。 （６）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。 ア　宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方	（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準） 第４条　法第４条第２項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 （１）　旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア　換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ　機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。 （２）　旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。 （３）　旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。 （４）　旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。 （５）　寝具類については、次に掲げる措置を講じること。 ア　布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。 （６）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。 ア　宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方

改正後	改正前
法についての注意書を掲示しておくこと。	法についての注意書を掲示しておくこと。
イ　元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	イ　元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
（7）　浴室については、次に掲げる措置を講じること。	（7）　浴室については、次に掲げる措置を講じること。
ア　浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。	ア　浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。
イ　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。	イ　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
ウ　浴槽は、１日に１回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、７日以内に１回以上換水すること。	ウ　浴槽は、１日に１回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、７日以内に１回以上換水すること。
エ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。	エ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。
オ　貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。	オ　貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。
（ア）　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃及び消毒を行うこと。	（ア）　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃及び消毒を行うこと。
（イ）　貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。	（イ）　貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
カ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。	カ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
（ア）　ろ過器は、１週間に１回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。	（ア）　ろ過器は、１週間に１回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
（イ）　循環配管は、１週間に１回以上内部の消毒を行うこと。	（イ）　循環配管は、１週間に１回以上内部の消毒を行うこと。
（ウ）　集毛器は、毎日清掃を行うこと。	（ウ）　集毛器は、毎日清掃を行うこと。
（エ）　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保	（エ）　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保

改正後	改正前
つこと。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。 （オ）　浴槽水は、レジオネラ属菌について１年に１回以上水質検査を行うこと。 キ　オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、３年間保存すること。 （８）　洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。 （９）　客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 （10）　便所については、次に掲げる措置を講じること。 ア　タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 イ　手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。 （11）　宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。	つこと。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。 （オ）　浴槽水は、レジオネラ属菌について１年に１回以上水質検査を行うこと。 キ　オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、３年間保存すること。 （８）　洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。 （９）　客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 （10）　便所については、次に掲げる措置を講じること。 ア　タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 イ　手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。 （11）　宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。
（宿泊を拒むことができる事由） 第５条　法第５条第４号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。	（宿泊を拒むことができる事由） 第５条　法第５条第４号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。
（営業者の遵守事項） 第６条　営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）　営業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を	

改正後	改正前
代理人として選任すること。 （２）　旅館業の施設には、公衆の見やすい場所にその名称を、玄関帳場を設けない旅館業の施設及び営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設には、施設の名称及び緊急連絡先を表示しておくこと。 （３）　営業施設においては、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他当該営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するために必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。 （４）　玄関帳場を設けない旅館業の施設その他営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設にあっては、宿泊者からの苦情及び問合わせ（以下「苦情等」という。）に対応するため、規則で定める体制を整備すること。 （５）　旅館業の施設又は営業者の事務所等には、規則で定める事項を記載した営業従事者名簿を備え付けておくこと。 （６）　旅館業の実施により発生した廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。 （７）　前号の処理に必要な事項を宿泊者に周知すること。 （８）　旅館業の施設の周辺地域の住民等から苦情等があった場合には、適切かつ迅速に対応すること。 （９）　前号の規定による対応は、苦情等の内容により、必要に応じて現地に赴いて行うこと。 （10）　第７号の苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及びその対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を３年間保存しなければならない。 （旅館業を営もうとする者の事前周知） 第７条　旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする住宅ごと	

改正後	改正前
に、法第３条第２項の規定による申請をしようとする日の１４日前までに、次に定める措置を講じなければならない。 （１）　規則で定める周辺住民（以下単に「周辺住民」という。）に対し、規則で定める内容を書面により通知すること。 （２）　旅館業を営もうとする施設の見やすい場所に規則で定める内容を掲示すること。 （３）　周辺住民から求めがあった場合は、周辺住民に対して説明会を開催すること。 （４）　旅館業を営もうとする施設の住所地が属する町会等からの求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催すること。 ２　旅館業を営もうとする者は、法第３条第２項の規定による申請の際に、前項第１号の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。	
（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第８条　旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第１条第１項第８号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第６条　旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第１条第１項第８号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
（１）宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊しようとする者との面接に適する広さを有する玄関帳場その他の宿泊者の確認を適切に行うための設備として、規則で定める基準に適合するものを有すること。	
（２）　客室は、次に掲げる基準によること。	（１）　客室は、次に掲げる基準によること。
ア　客室と他の客室、廊下等との境界は、壁その他これに類する物を用いて区画すること。	
イ　１客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第１条第１項第１号に規定する面積以上であること。	ア　１客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第１条第１項第１号に規定する面積以上であること。
ウ　寝台を置かない客室にあっては、寝具を収納するための押入	

改正後	改正前
れその他保管室の収納設備を設けること。 エ　宿泊者が就寝に使用する部分の面積は、宿泊者１人当たり３．３平方メートル以上であること。 オ　収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。 カ　睡眠、休憩等の用に供する部屋は、採光が十分に得られる規則で定める面積以上の広さの窓を有すること。	イ　収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。 ウ　睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。
（３）　宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具を有すること。	（２）　宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。
（４）階層式寝台を設ける場合は、２層とし、階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね１メートル以上であること。	
（５）　入浴設備は、次に掲げる基準によること。 ア　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 イ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 （ア）　ろ過器を使用する場合は、十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 （イ）　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 （ウ）　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。 （エ）　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 （オ）　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 （カ）　循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措	（３）　浴室は、次に掲げる基準によること。 ア　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 イ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 （ア）　ろ過器を使用する場合は、十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 （イ）　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 （ウ）　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。 （エ）　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 （オ）　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 （カ）　循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措

改正後	改正前
置が講じられた構造であること。 ウ　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。 エ サウナ室を設ける場合は、次に掲げる基準によること。 （ア）出入口が緊急時の開閉に支障をきたさない構造であること。 （イ）室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。 （ウ）事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備をサウナ室内に備えていること。 オ　入浴設備（脱衣室及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴室の外から見通すことができない構造であること又は見通すことができない設備が客室側に設けられていること。ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。 カ　屋外の浴場（脱衣場及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴場の外から見通すことができない構造であること。ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。 （6）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。 ア　専用の元栓を有すること。 イ　ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 （7）　便所は、次に掲げる基準によること。 ア　防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。	置が講じられた構造であること。 ウ　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。 （4）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。 ア　専用の元栓を有すること。 イ　ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 （5）　便所は、次に掲げる基準によること。 ア　防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。

改正後	改正前
イ　宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。 ウ　客室内に便所を設ける場合は、規則で定める数の便器を設置すること。 エ　共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。 オ　便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。 （８）　共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。 （９）旅館業の施設が存する建築物に住戸が存する場合は、規則に定める基準によること。 （10）その他、施設の構造設備は関係法令に適合していること。	イ　宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。 ウ　共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。 エ　便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。 （６）　共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。
（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準） 第９条　政令第１条第２項第７号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 （１）　政令第１条第１項第２号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。 （２）　客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第１条第２項第１号に規定する面積以上であること。 （３）　客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。 （４）　多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること。 ２　前条（第２号イからオまでの規定を除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。	（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準） 第７条　政令第１条第２項第７号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 （１）　政令第１条第１項第２号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。 （２）　客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第１条第２項第１号に規定する面積以上であること。 （３）　客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。 （４）　多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること。 ２　前条（第１号ア及びイを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。
（下宿営業の施設の構造設備の基準）	（下宿営業の施設の構造設備の基準）

改正後	改正前
第10条　政令第１条第３項第５号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。 ２　第８条第２号エ及びカ、第５号から第８号までの規定及び前条第１項第３号の規定は、下宿営業の施設について準用する。 （構造設備基準の適用除外） 第11条　省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第８条及び第９条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。 （１）　旅館・ホテル営業の施設　第８条第３号、第５号ア及び第７号の基準 （２）　簡易宿所営業の施設　第９条第１項第４号並びに同条第２項において準用する第８条第３号、第５号ア及び第７号の基準 ２　前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第８条第７号の基準（第９条第２項及び前条第２項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。 （指導及び勧告） 第12条　区長は、旅館業の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対して、その是正に必要な措置をとるべきことを指導し、及び勧告することができる。 （措置命令） 第13条　区長は、前条の規定による指導及び勧告を受けた営業者が当該指導及び勧告に従わないときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、同条の措置をとるべきことを命ずることができる。	第８条　政令第１条第３項第５号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。 ２　第６条第１号ウ、第３号から第６号まで及び前条第１項第３号の規定は、下宿営業の施設について準用する。 （構造設備基準の適用除外） 第９条　省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第６条及び第７条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。 （１）　旅館・ホテル営業の施設　第６条第２号、第３号ア及び第５号の基準 （２）　簡易宿所営業の施設　第７条第１項第４号並びに同条第２項において準用する第６条第２号、第３号ア及び第５号の基準 ２　前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第６条第５号の基準（第７条第２項及び前条第２項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。

改正後	改正前
（違反者の公表） 第14条　区長は、前条並びに法第７条の２及び法第８条による命令を行ったときは、当該命令の内容、施設の所在地、営業者名その他規則で定める事項について、規則に定めるところにより、これを公表することができる。この場合において、区長は、旅館業を営む者に対し、期間を定めて弁明の機会を付与しなければならない。	
（委任） 第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附　則 １　この条例は、平成24年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　施行日において現に法第３条第１項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第４条第２号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 ３　既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第４条第７号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（平成30年５月22日条例第46号）	附　則 １　この条例は、平成24年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　施行日において現に法第３条第１項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第４条第２号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 ３　既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第４条第７号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（平成30年５月22日条例第46号）

改正後	改正前
1　この条例は、平成30年６月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の第９条第１項第１号及び第５号並びに第10条第２項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。 附　則（令和３年９月30日条例第50号） 1　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　第２条の規定による改正後の第８条第５号ウの規定（第９条第２項及び第10条第２項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（令和５年９月29日条例第56号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年12月規則第121号で、同５年12月13日から施行） 附　則（令和　年　月　日条例第　号） 1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。 2　この条例による改正後の第６条の規定は、施行日前に申請された	1　この条例は、平成30年６月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の第７条第１項第１号及び第５号並びに第８条第２項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。 附　則（令和３年９月30日条例第50号） 1　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　第２条の規定による改正後の第６条第３号ウの規定（第７条第２項及び第８条第２項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（令和５年９月29日条例第56号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年12月規則第121号で、同５年12月13日から施行）

改正後	改正前
許可に係る旅館業の施設および施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては、施行日から●年を経過した日から適用する。	

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（改正素案の見直し）

平成 30 年３月６日条例第 33 号

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（区の責務）

第３条　区は、第１条の目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

２　区は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じ、区の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関と連携を図るものとする。

（住宅宿泊事業者の責務）

第４条　住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の良好な生活環境の維持及び当該地域の善良な風俗の保持をしなければならない。

２　住宅宿泊事業者は、区が実施する国際交流、観光振興、商店街振興その他の施策に協力、周辺住民（届出住宅の周辺地域の住民をいう。以下同じ。）と良好な関係を構築できるよう努めなければならない。

３　住宅宿泊事業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を代理人として選任しなければならない。

４　宿泊者に対し、災害等が発生した場合の避難及び救急医療等に係る適切な情報提供を行わなければならない。

５　法第９条に係る説明等については、宿泊者に応じた言語で行わなければならない。

（宿泊者の責務）

第５条　宿泊者は、届出住宅に宿泊するに当たっては、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（届出書類）

第６条　住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第３条第１項の届出の際に、同条第３項に規定する書類のほか、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

（届出住宅の公表）

第７条　区長は、届出住宅について、当該届出住宅の住所、建物名、部屋番号その他規則で定める事項を公表するものとする。

（事前周知）

第８条　住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、法第３条第１項の届出をしようとする日の１４日前までに、次に定める措置を講じなければならない。

（１）　規則で定める地域住民（以下単に「地域住民」という。）に対し、規則で定める内容を書面により通知すること。

（２）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の見やすい場所に規則で定める内容を掲示すること。

（３）　地域住民から求めがあった場合は、周辺住民に対して説明会を開催すること。

（４）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の住所地が属する町会等からの求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催すること。

２　住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第３条第１項の届出の際に、前項第１号の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

（廃棄物の適正な処理）

第９条　住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施により発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　廃棄物の処理を宿泊者が行う場合には、適正な処理に必要な事項を宿泊者に周知しなければならない。

（苦情等及びその対応の記録）

第 10 条　住宅宿泊事業者は、法第 10 条の規定による周辺住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）の対応を行うに当たっては、苦情等の内容により、必要に応じて現地に赴いて行わなければならない。

２　住宅宿泊事業者は、苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を３年間保存しなければならない。

（標識の掲示等）

第 11 条　住宅宿泊事業者は、法第 13 条の規定により、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、住宅宿泊事業法施行規則（平成２９年厚生労働省令・国土交通省令第２号。以下「省令」という。）で定める様式の標識を掲げなければならない。

２　一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）で住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者は、前項に規定する標識の掲示に加え、当該共同住宅等の公衆の見やすい場所に届出番号及び緊急連絡先を表示しなければならない。

（住宅宿泊管理業者への委託）

第 12 条　住宅宿泊事業者は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合には、当該業務に対応する従事者の名簿を作成しなければならない。

（住宅宿泊管理業者への準用）

第 13 条　第４条、第９条第１項及び第 10 条の規定は、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者について準用する。

（実施の制限）

第 14 条　法第 18 条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。

区域	期間
１　都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	全ての期間
２　東京都建築安全条例（昭和２５年東京都条例第８９号）第３条に規定する路地状部分のみにより道路に接する敷地の範囲内	全ての期間

２　前項の表の１の項の期間の欄の規定にかかわらず、区長は、届出住宅の居室の数が省令 第９条第２項に規定する居室の数を超えず、かつ、当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在（同条第３項に定める不在を除く。以下同じ。）とならずに実施される住宅宿泊事業であって、規則で定める要件を満たすものについては、土曜日の正午から月曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間）でその実施を認めるものとする。

３　区長は、前項の規定により、第１項の規定による制限の解除をした住宅宿泊事業のうち、適正な運営実績が確認できるものについては、年間１２０日を超えない範囲で全ての期間においてその実施を認めることができる。

４　住宅宿泊事業者は、前２項の規定により、第１項の規定による制限の解除を受けようとするときは、規則で定める書類を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

５　区長は、前２項の規定による制限の解除を受けた住宅宿泊事業が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消し、又は期間を定めて制限の解除の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）　届出住宅の居室の数が省令第９条第２項に規定する居室の数を超えたとき。

（２）　届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在となるとき。

（３）　規則で定める制限解除の要件を満たさなくなったとき。

（４）　法第４条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（５）　偽りその他不正の手段により制限解除を受けたとき。

（６）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（本人確認等の実施）

第 15 条　届出住宅の居室の数が省令第９条第２項に規定する居室の数を超え、又は当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在となる住宅宿泊事業については、住宅宿泊事業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により宿泊者の本人確認及び出入りの状況等の確認を実施しなければならない。

（違反者の公表）

第 16 条　区長は、住宅宿泊事業者に対し、法第 15 条、第 16 条及び第 41 条による命令を行ったときは、当該命令の内容、届出住宅の所在地、住宅宿泊事業者名その他規則の定める事項について、規則で定めるところにより、これを公表することができる。この場合において、区長は、住宅宿泊事業者に対し、あらかじめ弁明の機会を付与しなければならない。

（委任）

第 17 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 30 年６月 15 日から施行する。

（検討）

２　区は、この条例の施行後１年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第●条の規定は、施行日前に法第３条第１項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をしている住宅にあっては、施行日から●●を経過した日から適用する。

別紙６

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例（改正素案の見直し）新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 平成30年３月６日条例第33号 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 （目的） 第１条　この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 （区の責務） 第３条　区は、第１条の目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に必要な施策を策定し、及び実施するものとする。 ２　区は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じ、区の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関と連携を図るものとする。 （住宅宿泊事業者の責務） 第４条　住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の良好な生活環境の維持及び当該地域の善良な風俗の保持をしなければならない。 ２　住宅宿泊事業者は、区が実施する国際交流、観光振興、商店街振興その他の施策に協力、周辺住民（届出住宅の周辺地域の住民をいう。	○世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 平成30年３月６日条例第33号 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 （目的） 第１条　この条例は、国内外からの観光旅客の区への滞在等を促進する区内での住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施について、法第18条の規定に基づき区域を定めて期間を制限することにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。

改正後	改正前
以下同じ。）と良好な関係を構築できるよう努めなければならない。 ３　住宅宿泊事業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を代理人として選任しなければならない。 ４　宿泊者に対し、災害等が発生した場合の避難及び救急医療等に係る適切な情報提供を行わなければならない。 ５　法第９条に係る説明等については、宿泊者に応じた言語で行わなければならない。 （宿泊者の責務） 第５条 宿泊者は、届出住宅に宿泊するに当たっては、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。 （届出書類） 第６条　住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第３条第１項の届出の際に、同条第３項に規定する書類のほか、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。 （届出住宅の公表） 第７条　区長は、届出住宅について、当該届出住宅の住所、建物名、部屋番号その他規則で定める事項を公表するものとする。 （事前周知） 第８条　住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、法第３条第１項の届出をしようとする日の１４日前までに、次に定める措置を講じなければならない。 （１）　規則で定める地域住民（以下単に「地域住民」という。）に対し、規則で定める内容を書面により通知すること。 （２）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の見やすい場所に規則で定める内容を掲示すること。	

改正後	改正前
（３）　地域住民から求めがあった場合は、周辺住民に対して説明会を開催すること。 （４）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の住所地が属する町会等からの求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催すること。 ２　住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第３条第１項の届出の際に、前項第１号の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。 （廃棄物の適正な処理） 第９条　住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施により発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ２　廃棄物の処理を宿泊者が行う場合には、適正な処理に必要な事項を宿泊者に周知しなければならない。 （苦情等及びその対応の記録） 第10条　住宅宿泊事業者は、法第10条の規定による周辺住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）の対応を行うに当たっては、苦情等の内容により、必要に応じて現地に赴いて行わなければならない。 ２　住宅宿泊事業者は、苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を３年間保存しなければならない。 （標識の掲示等） 第11条　住宅宿泊事業者は、法第13条の規定により、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、住宅宿泊事業法施行規則（平成２９年厚生労働省令・国土交通省令第２号。以下「省令」という。）で定める様式の標識を掲げなければならない。	

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
２　一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）で住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者は、前項に規定する標識の掲示に加え、当該共同住宅等の公衆の見やすい場所に届出番号及び緊急連絡先を表示しなければならない。
（住宅宿泊管理業者への委託）
第12条　住宅宿泊事業者は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合には、当該業務に対応する従事者の名簿を作成しなければならない。
（住宅宿泊管理業者への準用）
第13条　第４条、第９条第１項及び第10条の規定は、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者について準用する。
（実施の制限）
第14条　法第18条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>区域</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>１　都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</td><td>全ての期間</td></tr>
<tr><td>２　東京都建築安全条例（昭和２５年東京都条例第８９号）第３条に規定する路地状部分のみにより道路に接する敷地の範囲内</td><td>全ての期間</td></tr>
</table>
</td><td>
（実施の制限）
第２条　法第18条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。ただし、第１号に規定する区域のうち、第２号に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する期間を緩和しても区民の生活環境が悪化するおそれがないと区長が認める区域にあっては、当該期間を区長が相当と認める期間に変更することができる。
（１）　区域　都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
</td></tr>
</table>

改正後	改正前
2　前項の表の１の項の期間の欄の規定にかかわらず、区長は、届出住宅の居室の数が省令 第９条第２項に規定する居室の数を超えず、かつ、当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在（同条第３項に定める不在を除く。以下同じ。）とならずに実施さ住宅宿泊事業であって、規則で定める要件を満たすものについてはについては、土曜日の正午から月曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間）でその実施を認めるものとする。 3　区長は、前項の規定により、第１項の規定による制限の解除をした住宅宿泊事業のうち、適正な運営実績が確認できるものについては、年間１２０日を超えない範囲で全ての期間においてその実施を認めることができる。 4　住宅宿泊事業者は、前２項の規定により、第１項の規定による制限の解除を受けようとするときは、規則で定める書類を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。 5　区長は、前２項の規定による制限の解除を受けた住宅宿泊事業が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消し、又は期間を定めて制限の解除の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 （１）届出住宅の居室の数が省令第９条第２項に規定する居室の数を超えたとき。 （２）届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在となるとき。 （３）規則で定める制限解除の要件を満たさなくなったとき。	（２）　住宅宿泊事業の実施を制限する期間　月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）

改正後	改正前
（４）法第４条各号のいずれかに該当することとなったとき。 （５）偽りその他不正の手段により制限解除を受けたとき。 （６）前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 （本人確認等の実施） 第15条　届出住宅の居室の数が省令第９条第２項に規定する居室の数を超え、又は当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在となる住宅宿泊事業については、住宅宿泊事業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により宿泊者の本人確認及び出入りの状況等の確認を実施しなければならない。 （違反者の公表） 第16条　区長は、住宅宿泊事業者に対し、法第15条、第16条及び第41条による命令を行ったときは、当該命令の内容、届出住宅の所在地、住宅宿泊事業者名その他規則の定める事項について、規則で定めるところにより、これを公表することができる。この場合において、区長は、住宅宿泊事業者に対し、あらかじめ弁明の機会を付与しなければならない。 （委任） 第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 （施行期日） １　この条例は、平成30年６月15日から施行する。 （検討） ２　区は、この条例の施行後１年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 （施行期日） １　この条例は、平成30年６月15日から施行する。 （検討） ２　区は、この条例の施行後１年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正後	改正前
附　則 1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。 2　この条例による改正後の第●条の規定は、施行日前に法第３条第１項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をしている住宅にあっては、施行日から●●を経過した日から適用する。	

住宅宿泊事業法・旅館業法に関する条例改正（素案）をより厳しく見直します

区民意見募集や区議会でのご意見を踏まえ、条例改正（素案）を見直します。

不適正な運営には厳しく対応しながら、地域の生活環境に配慮した制度運用を進めます。
適正な事業運営を前提に、地域との交流や地域資源の活用につながる共生を目指します。



① 見直しのポイント

住宅宿泊事業について次の3つのポイントについて見直します。

1 住居専用地域での新規開設は原則禁止



住居専用地域で家主不在型の営業はできません。
（家主居住型等は可能）

2 家主居住型等の営業日数を見直し

現行素案	見直し後
180日	120日



住居専用地域で家主居住型等の場合、土日祝日のみ（年間120日まで）営業を可能とします。
上記120日のうち平日営業を行う場合は、審査を厳格に行います。

3 不適正な運営にはより厳しく対応



- ✅平日営業の取消し
- ✅違反事業者名の公表
- ✅法に基づく業務の停止・廃止・罰則の適用

② 変更予定の条例素案

住宅宿泊事業の主な変更点は次のとおりです。

項 目	現在の条例素案（9月時点）	見直し後（今回の方針）
住居専用地域での新規開設	一定の条件で可能	原則禁止（家主居住型等のみ例外）
家主居住型等の年間営業日数	180日	土日祝日のみ（120日）
平日営業	可能	上記120日のうち一定要件を満たす場合（適正な運営実績を確認できる）に承認
平日営業の取消し	規定あり	引き続き規定
違反事業者名の公表	なし	新たに追加
ビデオカメラの設置（家主不在型）	なし	設置義務化（既存施設にも適用）

③ 規制強化の主な内容

住宅宿泊事業・旅館業に共通して、現行素案の内容を堅持し、次の取り組みを強化します。

事前周知・説明会の義務化



居出前の周辺住民への周知や、近隣からの求めがあった場合の説明会を義務化します。

多言語でのルール・マナー周知



宿泊者に応じた言語で、ルールやマナーの徹底を行うことを義務化します。

New 本人確認の強化（ビデオカメラの設置）



家主不在型の住宅宿泊事業でも、旅館業と同様に本人確認のためのビデオカメラの設置を義務化します。

New 区の総合相談体制の整備



区に住宅宿泊事業・旅館業に関する分かりやすい相談窓口を整備します。

適正な廃棄物処理・駆け付け・標識の設置



- 廃棄物の適正処理の義務化
- 駆け付けの義務化
- 見やすい場所への標識の設置

④ 今後のスケジュール（予定）

令和8年11月	・協議会 ・福祉保健常任委員会
令和9年 2月	・区民意見募集実施結果公表 ・令和9年区議会第1回定例会に条例等を提案
令和9年 4月	条例等施行予定

令和８年１０月２０日公表

今後、協議会や区議会での議論を経て、条例改正の内容を決定していきます。

世田谷区

家主居住型「等」について

家主が二世帯住宅(屋内で行き来できる住宅を除く)等の同一の建物内、同一敷地内、隣接する建物にいる場合としていますが、
住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除くことを条件とします。
例えば、騒音に関しては、住宅宿泊事業者の居住する住宅が遮音される構造となっており、客観的に騒音が認識困難なものである場合は除きます。

① 同一の建物内

二世帯住宅や同一の建物内に家主が居住する場合



② 同一の敷地内

同一敷地内の用途上不可分(母屋と離れ等)の関係にある建築物に居住する場合



③ 隣接する建物

隣接する建物に家主が居住する場合
(同一敷地外の場合を含む)



① 同一建物の範囲

屋内で行き来できない二世帯住宅	共同住宅(同一フロア・直上・直下の住戸)



内部で行き来できません
(屋内の連絡ドアはありません)

- 玄関がそれぞれ独立している
- 建物は1棟で屋内の連絡ドアがない二世帯住宅の例



- 共同住宅(マンション・アパート等)の同一フロア、直上、直下の住戸の例

※住宅宿泊事業者が、届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識できる場合に限ります。

② 同一敷地内の判断

○ 該当する例



× 該当しない例



※同一敷地内であっても、騒音その他の事象による生活環境の悪化を客観的に認識することができない場合は、家主居住型等に該当しません。

③ 隣接する建物の判断

○ 該当する例



× 該当しない例

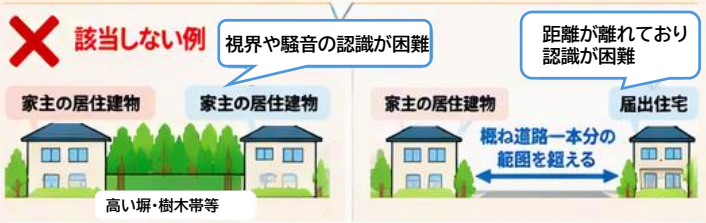

※隣接については、同一敷地外の場合、建築物間に視界や騒音の認識を妨げる遮蔽物がなく、両建築物間の移動を円滑に行うことができ、概ね道路一本分程度の距離の範囲内に双方の建築物が立地している場合をいいます。